

広情個審第74号

平成31年2月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報不存在通知に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成30年3月14日付け広佐維第775号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第55号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成30年3月14日付け広佐維第775号の諮問事案（諮問第55号事案）

平成29年6月27日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年7月11日付け広佐維第225号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定に対する同年10月10日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

「保有個人情報が存在しない」とあるが、保有個人情報は求めている。要求事項と回答事項がかみ合っていない。

### (2) 審査請求の理由

広島市の作成した文書に、「〇〇氏の土地と1462番は『字』が異なるため、公図では別図になっている。両方を見ると調査士の図面に問題があると思わない。」とある。調査士の図面による説明を要求する。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書等及び口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 公図には請求人の個人情報は記載されていないことから、保有個人情報が存在しないとした決定は妥当である。

(2) なお、請求人の審査請求の趣旨及び理由は、本件処分の取消や違法を求めるのではなく、不満・苦情等であるから、請求人の審査請求は失当である。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書として公図2枚を特定し、当該公図には請求人の個人情報に記載されていないと主張する。

当審査会が見分したところ、上記公図には、請求人の個人情報は記載されておらず、実施機関による上記説明は首肯できるものである。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
30. 3. 14	広佐維第775号の諮問を受理（諮問第55号で受理）
30. 11. 29 （第1回審査会）	第2部会で審議
30. 12. 13 （第2回審査会）	第2部会で審議
31. 1. 31 （第3回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
佐 藤 以 誠	株 式 会 社 広 島 ホ ー ム テ レ ビ 経 営 戦 略 局 長
田 邊 誠 (部会長)	広 島 大 学 大 学 院 法 務 研 究 科 教 授
土 井 敬 子	公 益 社 団 法 人 広 島 消 費 者 協 会 理 事
山 田 健 吾	広 島 修 道 大 学 法 学 部 教 授